

特定廃棄物埋立処分事業の 状況等について

資料 1

輸送・埋立の実績等について

○ 令和5年10月末までの埋立の実績

- ・ 搬入された廃棄物（袋数）＊・・・296,375 袋
- ・ 輸送車両延べ台数・・・61,454 台

（＊…地盤改良用収納容器及びセメント固型化済みの角型フレキシブルコンテナの合計。）

- 令和5年10月末に特定廃棄物の搬入は終了。以降の約4年間は、双葉郡8町村の生活ごみ（以下、「生活ごみ」という。）を搬入し、埋立処分する。
- 今年度は、2月1日～15日の期間に、生活ごみ（地盤改良用収納容器150袋程度）の搬入・埋立を予定。
- 現在、下流側区画の北側では最終覆土を施工中。

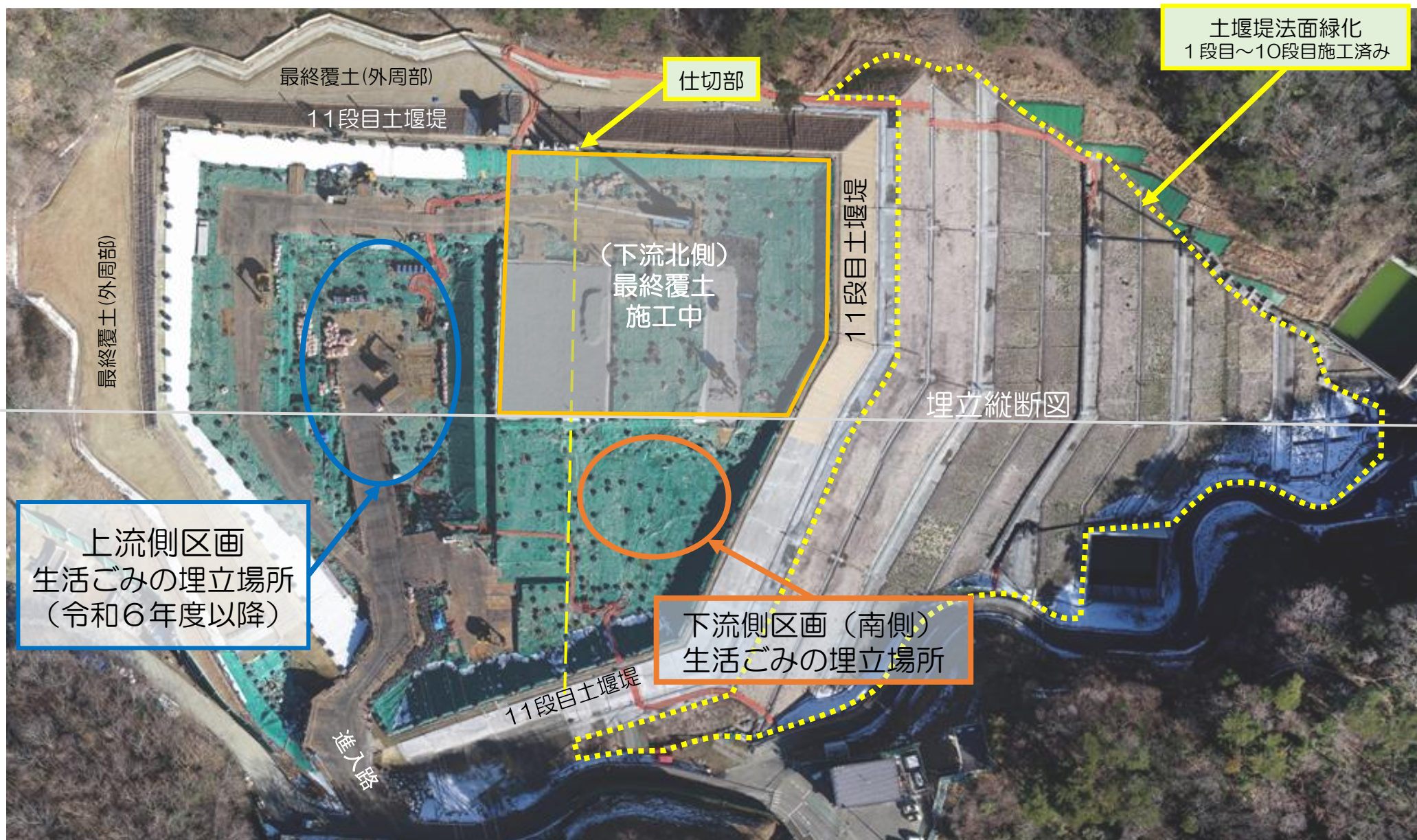
・ 搬入された廃棄物（袋数）

期間	平成29年度 (平成29年11月～)	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (10月末まで)
実績 (袋数)	11,902	52,439	53,330	52,960	50,412	48,333	26,999
累計	11,902	64,341	117,671	170,631	221,043	269,376	296,375

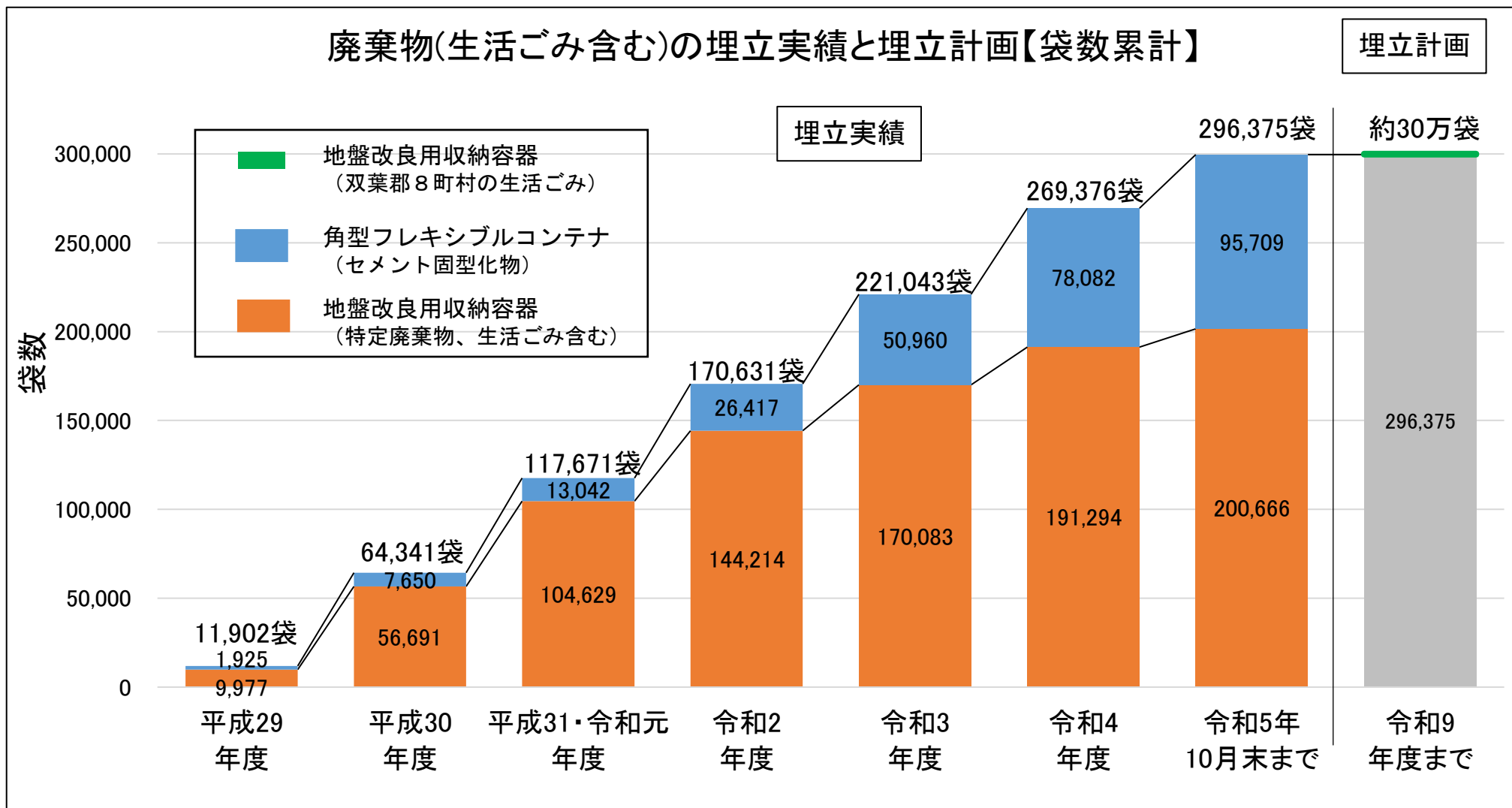
・ 輸送車両延べ台数

期間	平成29年度 (平成29年11月～)	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (10月末まで)
実績 (台数)	2,196	9,635	10,123	10,586	10,815	11,599	6,500
累計	2,196	11,831	21,954	32,540	43,355	54,954	61,454

事業の進捗状況① 埋立地内の状況について



事業の進捗状況② 埋立実績と埋立計画



事業の進捗状況③ 環境モニタリングの結果について

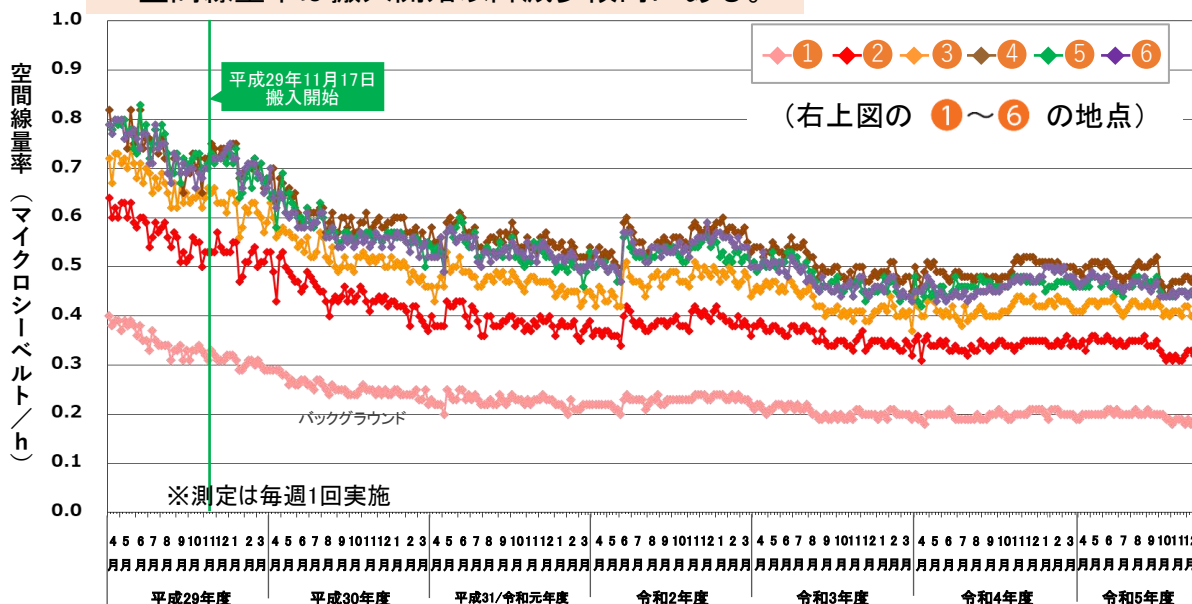
モニタリング計測箇所

- ★ 敷地境界の空間線量率(6地点) ①～⑥
(★バックグラウンド1地点を含む)
- ★ 埋立地周囲の空間線量率(4地点) A～D
- ★ 空間線量率(モニタリングポストによる測定)
- 地下水水質(地下水集排水管)(1地点)
- 浸出水原水水質(1地点)
- 処理水水質(1地点)
- 放流水水質(1地点)
- 悪臭(2地点)
- 埋立ガス(2地点)
- 騒音・振動(1地点)
- ◆ 大気中放射能濃度(5地点)
- 雨水中放射能濃度(2地点)
- 植物(松葉)中の放射能濃度(3地点)
- 地下水中放射能濃度(連続測定)
- ◆ 大気中放射能濃度(連続測定)
- 河川水等の放射能濃度等(8地点)
- 搬入経路における放射能濃度等(4地点)

モニタリング調査実績

ア. 敷地境界における空間線量率

空間線量率は搬入開始以降減少傾向にある。



※施設下流域の河川水中の放射能濃度等の測定は、
上図の●の8地点において、平成29年7月～
令和5年8月にかけて24回実施した。

イ. 施設下流域の河川水中の放射能濃度 (セシウム134, セシウム137)

調査の結果、全て検出下限値※未満だった。
※ 検出下限値 1 Bq/L

ウ. 放流水水質

法令で定める基準のある項目については、全て
基準値等を下回っている。

特定廃棄物埋立処分施設に関する事業の変更点（概要）

- 令和5年10月の特定廃棄物の搬入終了に伴い、今後は生活ごみへの対応のみとなることを踏まえ、以下のとおり変更を行うこととしたい。

<生活ごみに関する変更点>

	従前の対応	今後の方針
輸送ルート	高速道路を使用	一般道を使用
輸送車両の管理・運用	・ 運行管理システムによる管理 ・ フロントマスク付の車両を使用	生活ごみのみとなることから ・ 運行管理システムによる管理は行わない ・ フロントマスクは付さない
地盤改良用収納容器への詰替場所	北部衛生センター（浪江町）で実施	令和6年度から特定廃棄物埋立処分施設内で実施

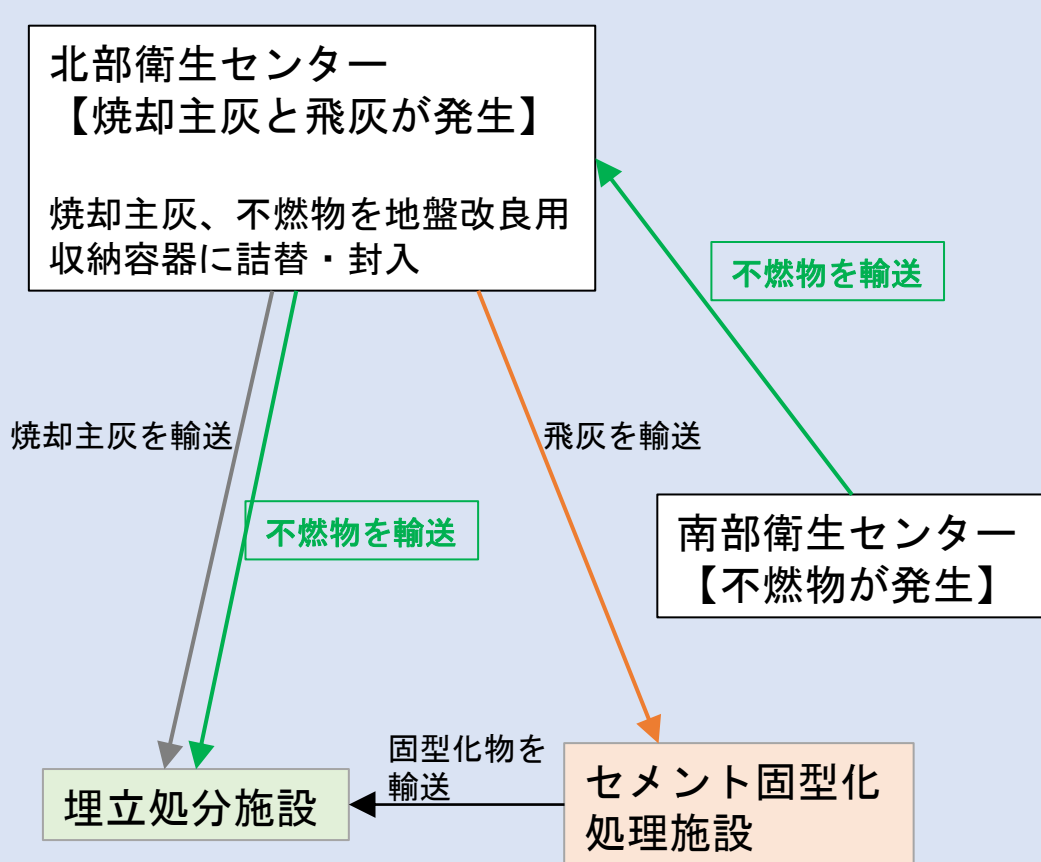
埋立処分施設への生活ごみの輸送は、放射能濃度が8,000Bq/kg以下であることを確認の上、今後は以下の通り輸送する予定。

- 令和5年度中は、焼却主灰と不燃物を輸送
- 令和6年度以降は、不燃物を輸送（焼却主灰と飛灰は溶融処理等による再資源化）

特定廃棄物埋立処分施設に関する事業の変更点（概要）

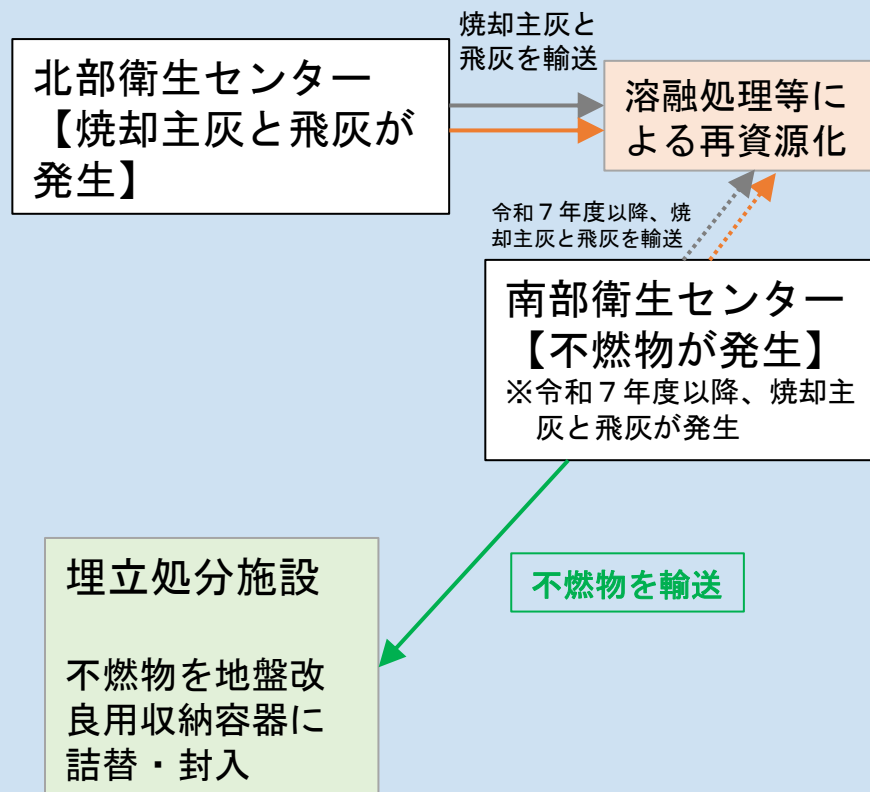
<生活ごみの輸送（模式図）>

令和5年度まで



※令和6年2月1～15日に予定する輸送
・地盤改良用収納容器150袋程度を輸送
・輸送台数は約40台（1日4台程度）の予定
（輸送車両は10t車を使用）

令和6年度以降



※令和6年度以降の埋立処分施設への輸送見込み
・不燃物の年間輸送量は300袋程度
・年間の輸送台数は約100台
（輸送車両は主に4t車の使用を想定）

特定廃棄物埋立処分施設に関する事業の変更点

(1) 輸送ルート／輸送車両の管理・運用（令和6年2月以降）

<変更点の概要>

- 令和5年10月までは、高速道路を用いた輸送を実施。また、運行管理システムによる管理を実施。

⇒輸送対象物が生活ごみのみとなること、輸送頻度・車両台数が減少することを踏まえ、一般道を用いた輸送（右図参照）とし、運行管理システムによる管理は行わないこととしたい。

また、令和6年4月以降の南部衛生センターからの輸送ルートについては、地元と調整して決めることとしたい。

（ただし、運転手は通信機器を携行し、通常時の連絡に加え、緊急時の速やかな連絡体制を確保。事故発生時には埋立処分施設の職員が事故発生場所に急行し、事故対応を実施する。）

- 令和5年10月までは、「特定廃棄物等運搬車」のフロントマスクを付けた車両により、輸送を実施。

⇒特定廃棄物の搬入は行わないことを踏まえ、フロントマスクを付けずに輸送を行うこととしたい。

一方で環境省が管理する輸送車両であることが容易に識別できるようマークを掲示する。



掲示予定のマーク

生活ごみの輸送ルート



（参考）
フロントマスクを付けた輸送車両

特定廃棄物埋立処分施設に関する事業の変更点

(2) 地盤改良用収納容器への詰替場所（令和6年4月以降）



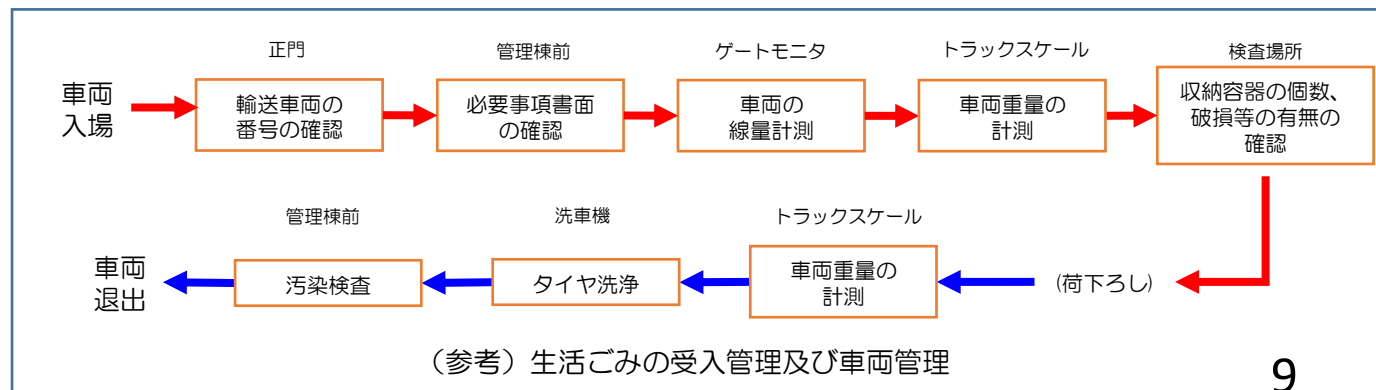
- 特定廃棄物埋立処分施設に搬入される不燃物は、南部衛生センター（檜葉町）から発生。現在、北部衛生センター（浪江町）に輸送し、焼却主灰とともに地盤改良用収納容器に詰め替え。
- 現在、南部衛生センターでは焼却施設の整備工事を実施中。令和7年度から稼働予定。

⇒今後の輸送の効率性を見据え、**特定廃棄物埋立処分施設の敷地内で詰め替えを実施**することとしたい。



※施設内の既存のテント建屋を用い、詰替作業に伴う粉じんが外部に飛散しないように密閉した構造に改修することを予定。

※なお、生活ごみの受入管理及び車両管理は、特定廃棄物の埋立期間（令和5年10月まで）と同様の手順（下記参照）で実施する。

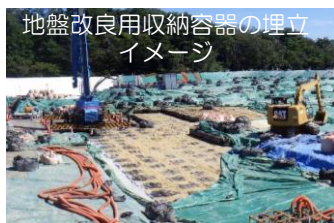


生活ごみの埋立処分、最終覆土の施工について

○生活ごみの埋立処分、最終覆土の施工は、下図に示すとおり実施する予定。

上流側区画

令和6年度以降、生活ごみの埋立処分を開始。埋立場所以外の最終覆土の施工を進める予定。



下流側区画（北側）

令和5年11月以降、最終覆土の施工に着手。

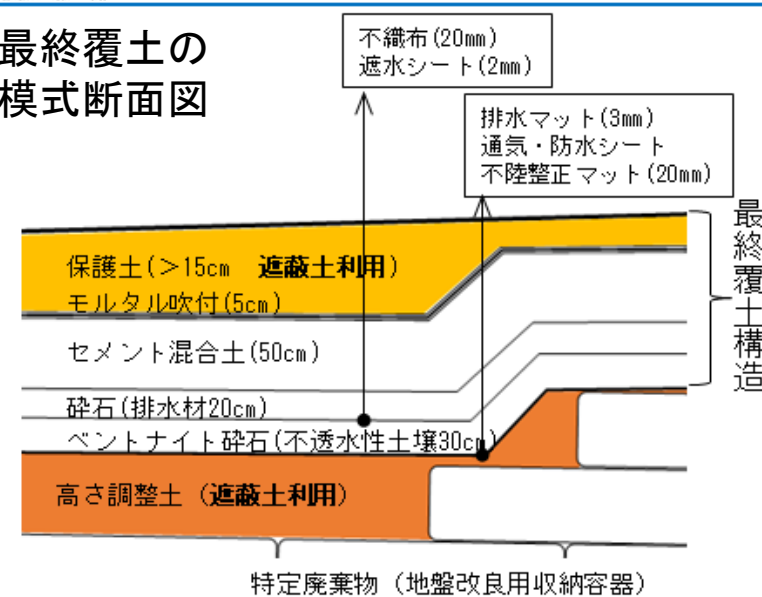
下流側区画（南側）

令和5年度は生活ごみの埋立処分。令和6年度以降、最終覆土の施工に着手する予定。

○最終覆土の施工では、遮蔽土※の利用を積極的に進める。

- 遮蔽土は、最終覆土の高さ調整土あるいは保護土として利用を検討。
- 放射能濃度等測定を行い、性状に問題ないことを確認する。

最終覆土の 模式断面図



※遮蔽土は、除染作業により発生した除去土壌の仮置場において、側面の遮蔽材として使用されていた「汚染されていない土壌」であり、現在、搬出の完了した各仮置場に保管されている。一般の土木資材として公共事業等での活用が進められており、これまで基盤整備（圃場整備）や団地造成等に提供されている。

生活ごみの埋立処分に係るモニタリングについて

○ 環境モニタリングは、特定廃棄物の埋立期間と同様、以下の調査項目を実施する。搬入道路の沿道については、輸送を行う時期に合わせて年4回の実施を予定。

区分	環境モニタリングの調査項目	調査頻度※
埋立処分 施設内	・ 空間線量率（埋立地周囲、敷地境界） ・ 浸出水原水、処理水の放射能濃度	週1回
	・ 大気中の放射能濃度（モニタリングフィールドを含む） ・ 雨水中の放射能濃度 ・ 放流水、地下水の放射能濃度 ・ 浸出水原水、処理水、放流水の水質測定（主に生活環境項目） ・ 地下水の電気伝導率、塩化物イオン濃度	月1回
	・ 浸出水原水、処理水、放流水、地下水の水質測定（主に健康項目）	年1回～年4回
	・ 埋立ガス分析、埋立地内部温度	年2回
	・ 騒音、振動、悪臭、植物（松葉）中の放射能濃度	年1回
搬入道路	・ 大気中放射能濃度 ・ 騒音、振動、交通量	年4回 (輸送時期に合わせて実施)
周辺環境	・ 河川水の水質測定及び放射能濃度 ・ 河川底質の放射能濃度 ・ 腐植成分中の放射能濃度（モニタリングフィールドを含む） ・ 植物（ヨモギ、ススキ）中の放射能濃度（モニタリングフィールドを含む）	年4回
	・ 表土中の放射能濃度（搬入道路の沿道、モニタリングフィールドを含む） ・ 周辺井戸水の放射能濃度	年1回

※ 令和6年度の調査頻度は従前（～令和5年度）と同様とする。令和7年度以降は作業状況等を踏まえ適宜変更。